

ねんきんは、人生の節目ごとに 届け出が必要です！

国民年金は誰もが加入する制度です。日本に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての人国民年金に加入することになります。加入者は、職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。就職、退職、結婚などによって加入者の国民年金の種別が変わることがあります。必ず届け出をしましょう。

グループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。就職、退職、結婚などによって加入者の国民年金の種別が変わることがあります。必ず届け出をしましょう。

▼第1号被保険者（自営業者、学生、フリーター、無職の人など）

状況	種別	加入の届け出
就職したとき	「第1号」から「第2号」へ変更	勤務先の事業所で届け出をします。
配偶者（第2号被保険者）に扶養されるようになったとき	「第1号」から「第3号」へ変更	配偶者の勤務先の事業所で届け出をします。

▼第2号被保険者（会社員や公務員など、厚生年金保険や共済組合に加入されている人）

状況	種別	加入の届け出
退職したとき	「第2号」から「第1号」へ変更	健康推進課または各支所市民生活課の国民年金担当窓口で届け出をします。
退職して配偶者（第2号被保険者）に扶養されるようになったとき	「第2号」から「第3号」へ変更	配偶者の勤務先の事業所で届け出をします。

▼第3号被保険者（第2号被保険者に扶養されている配偶者）

状況	種別	加入の届け出
就職したとき	「第3号」から「第2号」へ変更	勤務先の事業所で届け出をします。
配偶者が退職したとき 配偶者に扶養されなくなったとき	「第3号」から「第1号」へ変更	健康推進課または各支所市民生活課の国民年金担当窓口で届け出をします。
配偶者が勤務先を変ったとき	「第3号」から「第3号」	配偶者の勤務先の事業所で届け出をします。

※この届けは年金のみの手続きです。保険を伴う場合はこの限りではありません。

※第1号被保険者の人で、保険料を納めることが経済的に困難な場合などには、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。詳しくは熊本西年金事務所 ☎096(353)0142 自動音声案内「2」、健康推進課または各支所市民生活課にお問い合わせください。

1年・2年前納の口座振替日は5月1日(月)です

残高不足で口座から引き落としができなかった場合は、割引がなくなります（毎月の口座振替に切り変わります）。特に、初めて口座振替で1年前納や2年前納を申し込んだ

人は、1年・2年前納の保険料に加えて3月分の保険料（16,260円）が同時に引き落とされますので、残高不足にご注意ください。

未来のためのアイデアをカタチに！ 市民提案型協働事業

CITIZEN PROPOSAL COLLABORATION BUSINESS

提案募集！



多様化する市民ニーズや課題解決のために市内で活動する皆さんからアイデアを募集します



募集する事業の内容

① 市民提案型

テーマは自由。公共・公益性が高く、先駆的で他の見本となる事業

② 行政提案型

1. 森の中のまちづくり 2. 桜の里づくり 3. ホテルの里づくりに関する事業

● 応募要件

主に市内で活動する団体（NPO、ボランティア団体、地縁団体、企業など）で、次の要件を全て満たす団体です。複数の団体による共同提案も可能です。

- ・10人以上で構成する団体。
- ・団体運営に関する規約などがあり、適正な会計処理が行われていること。
- ・営利、宗教、政治活動を目的とした団体でないこと。ただし、民間企業が社会貢献活動として応募する場合は除く。

● 補助金

1事業につき30万円以内で補助します（予算の範囲内）。事業経費のうち、事業実施に直接必要な経費（材料費、印刷費、講師謝礼など）が対象です。

募集期限 5月31日(水)

応募方法 提案書などの様式や要綱は企画振興課で受け取るかホームページからダウンロードし、必要書類を添えて企画振興課へ郵送するかお持ちください。

● 地域づくりを推進する団体への補助制度

市民の皆さんが自ら考え実践する地域づくりに対して経費の一部を補助します。詳しくは26ページをご覧ください。

菊池の未来のために



【問い合わせ先】
企画振興課地域振興係 ☎0968(25)7250